

小規模多機能型居宅介護・ (介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所 国府 あおい 短期利用 料金表

令和6年 4月～

A.【介護保険給付対象サービス】（1単位10円）

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一部負担額 (一日単位)	424単位 (424円)	531単位 (531円)	572単位 (572円)	640単位 (640円)	709単位 (709円)	777単位 (777円)	843単位 (843円)

※上記基本利用料金に、デイサービス及びショートステイ送迎、入浴費が含まれます。

各種加算額(一日 当り)	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	25単位/日（25円）
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日（200円）
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護給付費×10.2%
	特定介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護給付費×1.5%
	介護職員等ベースアップ等支援加算	介護給付費×1.7%

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護従業者のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上もしくは勤続年数10年以上介護福祉士25%以上であることが条件。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

介護従業者のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であることが条件。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

介護従業者のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上もしくは常勤職員60%以上もしくは勤続年数7年以上の者が30%以上であることが条件。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合。利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

基本サービス料金に各加算を合計したもの(介護給付費)に、10.2%を掛けた単位数

特定介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

基本サービス料金に各加算を合計したもの(介護給付費)に、1.5%を掛けた単位数

特定介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

基本サービス料金に各加算を合計したもの(介護給付費)に、1.5%を掛けた単位数

B.【介護保険給付対象外サービス】

宿泊費（1泊）	1,000円
食費	朝食：400円 昼食：600円 夕食：600円 おやつ：150円
移送費（片道）	市内1,000円 市外1,500円 （受診、外出等の際）
衛生用品	尿取パット：30円 紙おむつ100円 紙おむつ（パンツ）150円 マスク代 自費 おしり拭き 自費

※おむつ・衛生用品・医療品・嗜好品（タバコ）などにつきましては、お持込み可能です。

短期利用居宅介護費については、次のとおりです。

○ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。

○ 小規模多機能型居宅介護において、事業所の登録定員に空きがあること等を要件とする登録者以外の短期利用（短期利用居宅介護費）について、登録者のサービス提供に支障がないことを前提に、宿泊室に空きがある場合には利用可能とする。

○ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。